

平成13年第5回定例会

斑鳩町議会会議録

平成13年12月20日

午前9時29分 開議

於 斑鳩町議会会議場

1, 出席議員 (14名)

1番	森河昌之	2番	小野隆雄
4番	山本直子	5番	松田正
6番	中西和夫	7番	野呂民平
8番	里川宜志子	10番	西谷剛周
11番	萬里川美代子	12番	中川靖広
13番	喜多郁子	14番	浅井正八
15番	木田守彦	16番	吉川勝義

1, 欠席議員 (1名)

9番 松村健一

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 小野美枝子 係長 上埜幸弘

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	助役	芳村是
収入役	中野秀樹	教育長	栗本裕美
総務部長	植村哲男	総務課長	西本喜一
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	池田善紀
企画財政課参事	野口英治	税務課長	植嶋滋継
監査書記	藤原伸宏	住民生活部長	中井克巳
福祉課長	浦口隆	健康推進課長	西田哲也
環境対策課長	清水孝悦	住民課長	阪野輝男

都市建設部長	鍵田徳光	建設課長	堤和雄
観光産業課長	杉本正二	都市整備課長	藤本宗司
教委総務課長	清水建也	生涯学習課長	水田美文
上下水道部長	辻善次	上水道課長	御宮知恒夫
下水道課長	田口好夫		

1, 議事日程

追加日程 1. 訂正請求書について

日程 1. 建設水道常任委員長報告について

日程 2. 厚生常任委員長報告について

日程 3. 総務常任委員長報告について

日程 4. 都市基盤整備特別委員長報告について

日程 5. 各常任委員会の閉会中の継続審査について

日程 6. 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時29分 開議)

○議長(小野隆雄君) おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しております。

なお、松村議員から欠席の通告を受けています。

よって、これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、開会初日に決定したとおりであります。ここで諮りいたします。

お手元に配付いたしております、12月10日付をもって町長から提出された斑鳩町訪問看護ステーション設置条例を廃止する条例の要旨の一部を訂正したいとの申し出があります。斑鳩町訪問看護ステーション設置条例を廃止する条例の要旨の一部訂正申し出についてを日程に追加し、追加日程1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって追加日程1、斑鳩町訪問看護ステーション設置条例を廃止する条例の要旨の一部訂正申し出についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

追加日程1、斑鳩町訪問看護ステーション設置条例を廃止する条例の要旨の一部訂正申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付いたしております訂正申し出を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって斑鳩町訪問看護ステーション設置条例を廃止する条例の要旨の一部訂正申し出についてを許可することに決しました。

それでは、続いて順序に従い議事を進めてまいります。

日程1、建設水道常任委員長報告について、建設水道常任委員長の審査結果報告を求めます。6番、中西委員長。

○建設水道常任委員長(中西和夫君) それでは、建設水道常任委員会の審査結果についての報告をいたします。

本定例会初日に本会議から付託を受けました議案等の審査を行うため、12月11日委員会を開催いたしました。その審査の概要と結果について報告いたします。

初めに、付託議案であります議案第36号 斑鳩町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、理事者より説明を受け、委員から質疑はなく、本件については、当委員会として原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号 平成13年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、人事異動及び給与改正による人件費と流域下水道に係る工事請負費等で4,268万2,000円を増額するものであるとの説明を受け、委員より質疑はなく、本件については、当委員会として原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第43号 平成13年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第2号）については、給与改正及び人事異動に伴う人件費等により、363万円を減額するものであるとの説明を受け、委員から質疑はなく、本件については、当委員会として原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、認定第12号 町道認定についてであります。理事者側から、開発行為道路及び位置指定道路として寄附を受けた6路線の町道認定をお願いするというものであるとの説明を受け、委員より、今回の路線の中で私有地が残っているところがあるか、また現在町道認定されている中で私有地の残っているところは把握しているのかとの質問があり、理事者側より、今回の6路線についてはすべて開発または位置指定等により寄附をいただいたもので、私有地は残っていない。これまでの町道の路線については未登記の部分は数多く残っているが、計画的に地権者と交渉しながら進めているとの答弁がありました。

本件についてお諮りしたところ、当委員会として、原案どおり認定すべきものと決しました。

次に、継続審査案件であります公共下水道事業に関することについてを議題とし、理事者側より説明を求めたところ、流域下水道事業の11月末時点の進捗状況では、竜田川幹線管渠第3号工事「稲葉車瀬の発進基地から割烹まつおかまで」は本体工事が完了し、仮設工事の撤去及び片づけが行われている。次に、竜田川幹線管渠第2号工事「西安堵から割烹まつおかまで」工事延長1,404メートルについては、割烹松岡前の立抗に到達しており、進捗率75%となっている。また、中継ポンプ場築造工事は、鉄筋コンクリート造りの基礎の鉄筋工に着手しており、約43%の進捗率となっている。

次に、公共下水道の進捗状況については、服部2丁目地内の公共下水道事業第13処理分区第8-2工区及び第8-3工区は、11月30日に工事が完了している。

次に、歴史的環境整備街路事業である門前の公共3号工事は、現在北側から本体工事を

行っている。また、服部2丁目地内の公共4号と公共5号、及び国道を横断する公共6号、県道の歩道に埋設する公共7号の工事においては、来年3月15日を竣工日とし、準備工を進めているところであるとの説明を受けました。

本件について質疑をお受けしたところ、委員より、稲葉車瀬の発進基地から西方面への工事は14年の9月ごろと聞いているが、もう少し早く施工してもらえないかとの質問があり、理事者側より、県の下水道課長と協議する中では、14年の9月は難しく、県議会の議決の関係で12月以降にずれ込むであろうということ聞いております。町としてはできるだけ早く発注していただくよう要望してまいりたいとの答弁があり、本件については、当委員会として一定の審査をしたということで終わりました。

続いて、各課報告事項として、まず本定例会に提出されております議案第38号 平成13年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）についてのうち当委員会所管に属するものについて、各担当課よりそれぞれ説明を受け、当委員会としては異議なく了承することといたしました。

次に、町営住宅建設については、旧水道第2浄水場施設解体工事は、浄水場内建物の解体撤去及び整地まで完了し、現在、隣接8軒の事後の家屋調査を実施する予定である。今回の住宅建設については、今までの迫手団地2、長田団地は、一般向け対応として、4DK、3DKの間取りを設定していたが、今回の計画は、主として高齢者、身体障害者等に対応できるものとして、間取りについては2DK、3DKを取り入れ、また附帯施設としては、集会所、児童公園、駐車場、自転車置き場等について配置計画の検討をしていきたいと考えており、今後、実施設計の進捗状況については、本委員会にも相談しながら進めてまいりたいとの説明がありました。

なお、この町営住宅建設については、今後も引き続き審査を要するものとして、閉会中の継続審査事案として手続を取ることにいたしました。

次に、第1浄水場の整備については、現施設を稼働しながらの作業工程のため、中央監視設備及び電気設備の仮設切替調査、配水管切替による掘削、仮設用電気盤製作等の作業を行っており、年明け早々からは、北部配水池の撤去に伴う配水管切替工事と取り壊しを行い、生物接触ろ過池への着工をしていくとの報告がありました。

次に、道路整備5カ年計画については、平成11年度から15年度の道路整備として取り組んでいる路線の進捗状況についての報告があり、委員から、町道整備とあわせて周囲の道路の環境づくりを考えてもらいたいとの意見がありました。

その他、委員より、意見質疑をお受けしたところ、セットバックに伴う道路の舗装について、マンション建設に伴う業者への事前協議等の指導方についてなどの質疑あり、理事者側より一定の答弁がされております。

以上が、開会中におけます当委員会にかかわります審査事案の主な審査の概要であります。詳細につきましては会議録に整理をさせていただいておりますので、ごらんいただきますようお願い申し上げます。

最後に、当委員会としては、1つ、公共下水道事業に関することについて、2つ、町営住宅建設について、3つ、委員会条例第2条第1項第3号に定める所管事務について、閉会中も引き続き調査を要するものと決定し、議長に申し入れておりますので、議員各位のご理解を賜りますようお願いし、建設水道常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（小野隆雄君） 次に、日程2、厚生常任委員長報告について、厚生常任委員長の審査結果報告を求めます。13番、喜多委員長。

○厚生常任委員長（喜多郁子君） それでは、厚生常任委員会よりご報告を申し上げます

。

本定例会初日に本会議から付託を受けました議案等の審査を行うため、12月12日全委員出席のもと委員会を開会いたしましたので、その審査の結果と経緯についてご報告いたします。

初めに、本会議から付託を受けました議案第33号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、理事者側より説明を受け、質疑を求めたところ、委員からは質疑がなく、当委員会として満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました

。

次に、議案第35号 斑鳩町訪問看護ステーション設置条例を廃止する条例についてを議題とし、初めに本案の条例の要旨に平成14年4月1日付で廃止とあるのを平成14年3月31日付に訂正したい旨、議長へ訂正請求書を提出しているとの報告を受けた後、理事者側より説明を求めたところ、生涯福祉の一環として、平成9年6月から斑鳩町訪問看護ステーションを設置し在宅医療を推進してきた。また、広域行政を推進する中、平成11年8月に三室休日応急診療所において、みむろ訪問看護ステーションが開設され、この2カ所において在宅福祉の向上に努めてきたところであるが、現在では、みむろ訪問看護

ステーションの訪問看護事業も充実してきたので、みむろ訪問看護ステーションに利用者
を移行し、平成14年3月31日付で、斑鳩町訪問看護ステーションを廃止するものであ
るとの説明を受け、本件について質疑をお受けしたところ、委員より、みむろ訪問看護ス
テーションの職員体制についての質問があり、理事者側より、13年度については常勤1
名と非常勤6名で対応しているが、14年度は常勤2名、非常勤11名の体制の整備を考
えていただいているとの答弁がありました。

本件についてお諮りしましたところ、当委員会として満場一致で原案どおり可決すべき
ものと決しました。

なお、本条例の廃止に伴い、同条例施行規則を廃止する規則についても了承をいたして
おります。

次に、議案第39号 平成13年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2
号）について、議案第40号 平成13年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第2号）
について、議案第42号平成13年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）に
つきましては、委員より若干の質問があり、理事者側より一定の答弁がありましたが、こ
の3特別会計の補正予算につきましては、当委員会として満場一致で原案どおり可決すべ
きものと決しました。

続いて継続審査案件として、（仮称）総合福祉会館整備計画についてであります。理
事者側より、現在検討委員会で審議をさせていただくに当たっての調査等を進めさせてい
ただいているとの説明があり、委員より、福祉会館の整備については、基本的にパークウ
ェイと法隆寺線の都市計画道路の沿線で計画すべきではないかと思う。今回は計画の段階
から委員会として一定の方向を示して、委員会の意向が反映される方法をとれないかとの
意見があり、理事者側より、再度住民参加の中でやっていただくということで、再度整
備検討委員会の中で決めてもらうことにしている。位置の選定を審議していただく場合
には、それなりの条件が必要である。その条件について現在検討しているところである。委
員から意見のあった場所については選択肢の1つであり、そういうことも含めて整備検討
委員会で審議して答申をいただく形になる。その答申を議会が尊重する形にしていくとい
うのが、今度改めて整備検討委員会で審議していただく内容であると考えている。その資
料を提出するための準備を行っているところであるので、整備検討委員会が開催されるに
は相当な時間が必要になると思っているが、できるだけ早い時期に提出を行い、整備検討
委員会に諮ることにはしたいと考えているとの見解が示されました。当委員会としては、整

備検討委員会が設置されたときは、当委員会の意見も反映された審議をされるようお願いし、審査を終えることといたしました。

続いて各課報告事項といたしまして、議案第38号 平成13年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）についてのうち、当委員会に属するものについて、各担当課よりそれぞれ説明を受けましたが、委員より、ISO14001認証取得に関しての職員研修等についての質疑があり、理事者側より一定の答弁があり、本件については当委員会として了承することといたしました。

次に、報告第11号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について その1）、並びに報告第12号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成13年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）について）も、当委員会として了承することといたしました。

そのほか、各委員より、リフトつきマイクロバスの利用状況について、ごみステーションの設置状況について、合併浄化槽の申込状況について、粗大ごみ等の運搬料の生活保護者に対する減免について、国民健康保険の短期被保険者証の発行についてなどの質疑があり、理事者側より一定の答弁をいただいております。

以上が、当委員会における審査と調査の概要であります。詳細につきましては会議録に整理をいたしておりますので、ごらんをいただきますようお願い申し上げます。

なお、閉会中の継続審査として、1つとして、（仮称）総合福祉会館整備計画について、2つとして、委員会条例第2条第1項第2号に定める所管事務について、引き続き調査を要するものと決定し、議長に申し入れてあります。

これをもって、厚生常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（小野隆雄君） 次に、日程3、総務常任委員長報告について、総務常任委員長の審査結果報告を求めます。4番、山本委員長。

○総務常任委員長（山本直子君） それでは、総務常任委員会の委員長報告を申し上げます。

開会中の12月14日午前9時より、本会議から付託を受けました議案第30号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、議案第31号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第32号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、議案第3

4号 斑鳩町特別会計条例の一部を改正する条例について、議案第37号 住民訴訟にかかる弁護士報酬の負担について、議案第38号 平成13年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について、承認第7号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について）、報告第11号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について その1）、報告第12号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成13年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）について）、報告第13号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について その2）、報告第14号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成13年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について）の審議と、継続審査案件となっています藤ノ木古墳周辺整備に関することについての審査及び所管事務調査を行うため、総務常任委員会を開催いたしました。その審査の概要と結果につきましてご報告申し上げます。

初めに、付託議案についてを議題とし、あらかじめ開会日初日に町長より提案説明を受けていることを前提に、担当より説明を受けてまいりました。その結果、議案第37号 住民訴訟にかかる弁護士報酬の負担についてを除き、委員より格別質疑はなく、総務常任委員会として満場一致で原案どおり可決了承すべきものと決しました。

質疑のございました議案第37号 住民訴訟にかかる弁護士報酬の負担についてであります。委員より、1、今までの訴訟費用の内訳は幾らか、2、記憶では、訴えられた当時、議会への説明で、個人で訴えられているので個人で対応するというように説明されていたと思う。なぜ今ごろ町で負担をしてくれと言うのかとの質問があり、担当課長より、訴訟費用については弁護士費用だけであり、住民訴訟は地方自治法により個人の場合として訴えることができるようになっており、その裁判で被告が勝訴をした場合について、地方自治法第242条の2第8項の規定により、町に費用負担を請求できる。その請求に基づいて町が負担をするとの説明がありました。

委員より、民間企業の例から、民間では会社の責任者が事業の拡大を図って失敗をしたときにはみんな責任をとっているし、他の市町村でも給料をカットしたりとのけじめをつけているケースもある。町民に財政が苦しいと言って負担をお願いをしている関係からも、これは勝訴したといっても、むしろ謙虚になって自己批判をするという道義的な問題であるとの意見がありました。町長から、議会にも諮らせていただき、承諾もいただいていたことであるとの答弁がありました。

重ねて委員より、町長の言い分は、住民の負担というよりも、国が買い取ってくれて事業が進捗したことにむしろ町としては町民に寄与しているということだと思うが、そのことについては町民の中に両論がある。バイパス反対の沿線住民にとっては、あるいは批判的な立場の住民は、差損が生じたことで町に損害を与えたという批判がある。また、財政法上からいっても、国の事業についての費用負担については地方自治体がそれにかかわって出せないということから考えても、足を踏み外しているのではないかのかとの質問がありました。収入役から、適正な時価で処分をしている限りにおいて、負担が生じたということにはなり得ないと考えている。住民訴訟の中でそれは1つの焦点になったと思っているが、結果として被告の勝訴ということで、そうした主張は当てはまらないと理解をしているとの答弁がありました。

以上で質疑を終結し、お諮りいたしましたところ、原案どおり可決することに異議があるとのことのでございましたので、賛否の討論を行うことといたしました。

初めに、本案に反対する委員の意見を求めましたところ、1、代行行為で土地を買い、経済変動があつて、同時時価で取得したものを安い時価で処分することは、財政法上疑義がある。2、町民の中にはその行為を評価する者としめない者とがあり、町長はそれをわきまえるべきである。3、巨額の負担、また一方では町民に手数料負担をさせているという総合的な観点から考えて、けじめをつけるべきである。4、教訓として、国にかかわって代行する場合は、町が取得をすればすぐに国に買ってもらえるよう詰めをきちっとすべきであるとの反対討論が行われました。

次に、賛成の意見を求めましたところ、委員より、1、先行取得については、地元の熱意をどういう形で示していくのかということから、せめて町が先行取得をしてでもというところで意欲を示してきた経緯がある。2、しかし、議会としても慎重な判断をし、むしろ早期に先行取得をした分について、国に早急に買い取りをしていただくという動きをしてきた。3、大きな被害が出てどうしようもない状況に立ったというのではなく、最小限度の被害の状況の負担にとどめることができたというふうに思うとの賛成討論が行われました。

賛否両論でございましたので、採決をさせていただきましたところ、挙手多数であり、本案については賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、継続審査事案の藤ノ木古墳周辺整備に関することについてを議題とし、説明を求めましたところ、前回委員会以降、特に報告するような動きはないが、石の動きについて

の今後の調査について、12月17日に協議が行われることになっているとのことでした。委員より質疑をお受けいたしました。格別質疑はなく、当日の審査を終了することといたしました。

その他について、委員より意見質問を求めましたところ、委員より、JR法隆寺駅の改築について質問並びに意見の開陳がありました。その内容でございますが、1、施政方針では橋上駅、自由通路という考え方が述べられている。基本計画は14年に立てて、17年度までに完成すると言われていたが、現状を一体どのように分析をしているのか。特に、法隆寺駅を橋上駅にしなければいけない状態は一体どこにあるのか。2、自由通路をつくることによってどれだけ住民の利益になるのか。自由通路をつくることによって踏切の混雑が果たして改良できるのか。3、予算面から考えても、橋上駅であるべきなのか、平面駅であるべきなのかという考え方は十分検討に値をする。4、斑鳩町としてどういう構想を描いていくかという関係については、現状を分析しながら、こうできないものかという基本的な面をきちっとしていくことが必要である。橋上駅や自由通路ということが先行している気がして、その違いによる関係で財政投資がどう変わるかという分析が行われているのだろうか。思い込みのような関係で対応していくということであってはならない。5、斑鳩町にふさわしい駅舎、玄関口として、平面駅で考える場合の駅舎の考え方、橋上駅になったときの考え方がある。6、今後JRと折衝していくという関係については、よほど慎重に、しかも町としての具体的なプランを持ちながら、費用対効果面を十分分析をした上で折衝をして、詰めていく体制が必要になる。相手があることなので、14年度中に方向づけをするということなので、自治体だけでできることではないので、詰められてくると蚊帳の外になってくる可能性があるし、負担だけが大きくなることにならないようにしてほしいという趣旨でございました。

町長から、総合計画の中で現JR法隆寺駅をどうしていくかを考えていくことが大切だと思う。町としては、JR法隆寺駅の関係については、橋上化でいこうという考えを出させていただいたという経緯だけなので、指摘の意見を十分踏まえ、JRと対応をしていきたいとの考え方が述べられました。委員より重ねて、橋上駅というものを前提にしていることになると、法隆寺駅周辺の整備とかがかかわってくる問題だと思うが、その整備はできていない。どうもJR任せの関係になり過ぎているような気がする。財政投資の面から具体的に説明できるよう行政として取り組んでほしいと思うとの意見が出されました。

また、他の委員からも、さきの委員の問題提起については、まずどうしても橋上駅あり

きで事業を進めることについては問題がある。また、進んでしまうと関与するところか全くなくなるという心配である。駅舎については、町民が望んでいるのはむしろバリアフリー化であり、踏切の狭い問題や混雑する問題や駅前広場の混雑の問題や幹線のアクセス道路がないことであると思う。駅周辺整備という問題を放棄することは、方向として間違っていると思うとの意見がありました。町長より、橋上駅として17年ということを書いてきたが、委員皆さんの意見を十二分に尊重しながらやっていきたい、また健全財政という中でどれだけ最小限でいかるのか、JRと協議をしていくとの答弁がありました。

これらの意見については、必ずしも総務常任委員会の所管事務ではないものの、町の総合計画からも、また財政上の観点からも十分論ぜられるべき課題であるとの立場から、委員の意見があったものと私ども総務常任委員会では受けとめさせていただいていたところでもあります。

なお、この問題にかかわっては、町長の委員会最終のあいさつの中で、慌てずに十二分に意見を尊重しながら検討をしていくこと、厳しい財政需要ですので、慎重に行っていきたいとの意向が表明をされておりましたので、申し添えさせていただきます。

以上が、総務常任委員会の審査の概要と結果の報告でございます。詳細につきましては、会議録に整理をさせていただいておりますので、ごらんをいただければ幸いです。

なお、継続審査の申し出書を議長に提出をいたしてございますので、議長におかれはその手続をとっていただきますようお願いを申し上げます。

以上で総務常任委員会の審査の概要と結果についての報告を終えさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（小野隆雄君） 次に、日程4、都市基盤整備特別委員長報告について、都市基盤整備特別委員長の審査結果報告を求めます。12番、中川委員長。

○都市基盤整備特別委員長（中川靖広君） それでは、定例議会開催中の都市基盤整備特別委員会の審査の結果について報告いたします。

当委員会では審査案件の事務調査のため、12月10日に委員会を開会いたしました。その審査の概要についてご報告申し上げます。

まず最初に、都市計画道路の整備促進に関することについてのうち、いかるがパークウェイについてを議題とし、担当課長から、当該400メートル区間の用地買収がこの7月にすべて完了し、国土交通省とは現在モデル区間について地元と整備内容等調整を行い

、ご理解が得られれば、今年度改良工事に着手していただけるよう現在調整しているところであるとの報告を受けました。

本件について質疑をお受けしたところ、委員より、9月定例会にバイパス促進の決議をして、議員とともに町側も意見書を持参したということだが、具体的に国土交通省の見解はどうだったのかとの質問があり、理事者側より、国としては住民の方より理解をしていただき、意見を聞きながら事業を進めていきたいということで、本年度中にモデル区間の着工をするべく調整をしている状況であるとの答弁がありました。

このことに対して、委員より、実際にパークウェイを進める中で幾ら国へ行って陳情しても、最終的には住民の方々にそれを理解してもらおうということに戻らざるを得ないと思う。もっと地域に入って町は具体的に住民の考え方なりを把握すべきだと思ふとの意見があり、理事者側より、住民への説明は既に何回もしてきている。当然自治会長や住民の方と懇談、あるいは説明会をさせていただくが、現在国も県も事業を進めていこうという方向づけなので、我々としては国、県に協力をし、早期に進めていただくことが大事であると思ふと見解を述べられました。

また、委員より、現在国は費用対効果の面で公共事業について見直しをしているが、斑鳩バイパスは費用対効果で再検討される対象になるのかと質問され、理事者側より、このいかるがパークウェイについては20数年経過しているが、このいかるがパークウェイは必要な道路であるということで、国の方でも取り組んでいただいている。その再評価にあつては、この事業が後退するものではないと思ふとの答弁がありました。

次に、法隆寺線については、前回委員会後、龍田南2丁目の農地部分について、11月に2軒の方と契約を行い、その結果全体の面積の約60%の用地を買収することができた。また、事業に対し当初から反対であるという意思表示をされている方の周囲の方々との用地交渉を進めるに当たり、境界の確認が必要ということで、当該反対をされている方に対して協力をお願いをしてきたが、当該反対者を除く周囲の方々によって境界の確認をいただいた。しかし、一部境界点の食い違いもあり、もう少し時間がかかるのではないかと考えている。現在当該反対されている方とは進め方等について協議をしており、できるだけ早く理解願えるように努め、残りの用地についても精力的に用地交渉に当たっていきたいと考えている。また、服部区画整理の中の道路についても、町道認定の部分につきまして、11月18日に立ち会いを実施しているとの報告を受けました。

本件について質疑をお受けしたところ、委員より、当該反対されている方との協議はど

のように進められようとしているのか、長期にわたるようなことはないのかと質問され、理事者側より、工事を一部進めており、用地も60%確保している中で、改めて今の現状について説明させていただき、理解を得たいと考えており、年明けぐらいには調整ができるのではないかと答弁がありました。

次に、その他の路線として法隆寺門前線については、1軒残っている物件に対して、収用委員会から、権利者が言われている町広場計画を代替地として提供することについて言われていたが、町の考え方については、広場計画を変更しその代替地として提供することはできないということで、県の方から収用委員会に対して町の回答について代替地として提供できないという報告が出され、今回は12月19日収用委員会の方で現地調査を実施されることになっているとの報告を受けました。

以上をもって、都市計画道路の整備促進に関することについての審査を終えることとしたしました。

続いて、JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについては、当初は整備事業の効率性も考える中で、安堵王寺線を含む新家土地区画整理事業の立ち上げを目指して地元地権者にも対応してきたが、昨今の低迷する経済情勢の中で、事業の進展が見られない状況が続いてきたという経緯があり、このような状況下において、最近、駅舎を中心とした数々の要望、例えば駅舎のバリアフリー化、歩行者の安全性、周辺の各駅の駅舎改築によりまず法隆寺駅舎の改築、また世界遺産の法隆寺の玄関口であります駅舎のイメージアップなど法隆寺駅を取り巻く課題の解決も急務となってきたところであり、そこで駅周辺の各事業を整理しながら、住民ニーズにこたえられるものとして、橋上化ということの整備を優先事業として位置づけて整備を図っていききたいと考えている。来年度には駅を中心とした駅周辺整備の基本構想の作成をしていききたいと考えている。なお、駅舎のバリアフリー化に関連して、もう少し整備事業を早めることができないかという意見もいただいているが、町としては二重投資とならないよう、またいかに有利な国庫補助を活用できるかということ調査しながら進めたいと思っているとの説明を受けました。

委員から、駅舎改築も含めて駅周辺の整備事業を進めないといけない。特に安堵王寺線から駅前へ通ずる道路の一部からでもやってもらいたいと思うとがどうかと、町の考えを求められ、理事者側より、この事業については15年度中に橋上化を踏まえ、コンサルタントを入れて計画していきたい。安堵王寺線から法隆寺駅につなぐアクセス道路は必要だと考えているとの答弁がありました。

また、委員より、バリアフリー化というなら、現在の駅舎には投資しないで、エレベーターだけ設置して、足の不自由な人やお年寄りが行きやすいようにする。しかし、巨額の投資が要る駅舎の改築、あるいは全体の交通アクセスについては論議して、計画自体をまとめるべきではないかとの意見があり、理事者側より、この事業は平成12年ごろから一般質問を受け、大和路線で橋上駅がないのは法隆寺駅だけではないかという議論もあり、皆さん方の要望を踏まえた中での駅舎改築事業である。ただ、資金については町がほとんど負担しなければならないところに大きな問題がある。そういうことを十分に考えて結論を出していかなければならないとの見解が表明され、審査を終えることといたしました。

以上が、当委員会における審査の概要であります。詳細につきましては、会議録にまとめさせていただいておりますので、ごらんいただけますようお願い申し上げます。これをもって、都市基盤整備特別委員長報告を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（小野隆雄君） 以上で各委員長の報告が終わりました。

これより、付議順序に従いまして表決を行ってまいります。

議案第30号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって議案第30号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第31号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって議案第31号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第32号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって議案第32号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第33号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって議案第33号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第34号 斑鳩町特別会計条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって議案第34号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第35号 斑鳩町訪問看護ステーション設置条例を廃止する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって議案第35号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第36号 斑鳩町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって議案第36号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第37号 住民訴訟にかかる弁護士報酬の負担については、賛否の討論を必要とするとの申し出がありますので、これより討論を行います。

まず、本件を原案どおり可決することに反対の方の意見を求めます。7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） それでは、議案第37号 住民訴訟にかかる弁護士報酬の負担に

についての反対討論を行います。

ご承知のように、バイパス建設につきましては、昭和47年から30年にわたる長い賛否の両論があるわけであります。それで、町長は、国が直轄事業として取り組むことを表明してから、国の取り組みを早く進め、強化してもらうために、反対がありましたわけですが、議会の多数の同意を取りつけて、町が債務保証をして用地の買収を町の開発公社で行ったわけであります。それを建設省に売ったところ、4億余の差損が生じたわけであります。そして、その責任を1町民から訴えられたという裁判費用の負担であります。

そして、国が直轄事業としたものを町が債務保証して、町の土地開発公社が買収し、差損が生じたことは、実質町民に大きな損害を与えていると同時に、国に利益供与をしていることになっているというように思うわけであります。これは地方財政法から見てもおかしいと思うわけであります。

さらに、バブルがはじけ、差損は、時の時価で購入して、売却も時の時価で売却しているから問題はないという答弁をしておるわけでありますけれども、これも国と地方自治体の財政負担の原則の精神からも私は疑義があるというように思うわけであります。さらに、開発公社の先行取得の用地の処分が進めば、その差損はさらに巨額になるだろうというように思うわけであります。

そして次に、バブルは予測できなかったからしょうがないというわけでありますが、他の自治体の首長や民間企業でも、バブルで多く失敗をしておるわけであります。そして市民や会社の存亡の責任を、身を切って、何らかのしかし形で責任をとっている、そしてけじめもつけているというように思うわけですね。幾ら町長以下三役が善意で行った行為であるとしても、またバブルは予見できなかったといっても、巨額の損失を町民に負わせたということは事実であります。そしてその責任をとらずに、何の反省もせず、責任もとらない、けじめもつけないということでは、私はだめだというように思うわけであります。

さらにつけ加えて言えば、こういった巨額の損失も含めてでありますけれども、当町の財政事情というのは非常に苦しくなっているということで、町民の多くの理解を求めるよう訴えておるわけであります、町長、三役みずからですね。そして町民に対しては使用料でありますとかごみの料金の負担など、町民に財政困難ということで負担をお願いしておると、こういう立場から見れば、やはり私は、謙虚に今回の損失については理事者側は反省すべきではないかと、こういう立場から反対討論といたします。

ありがとうございました。

○議長（小野隆雄君） 次に、本件を原案どおり可決することに賛成の方の意見を求めます。14番、浅井議員。

○14番（浅井正八君） 賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

議案第37号 住民訴訟にかかる弁護士報酬の負担について、賛成する立場から意見を述べさせていただきます。

本議案は、提案説明にありましたように、都市計画道路郡山斑鳩王寺線の道路用地を先行取得により取得した土地を（旧）建設省に売却したときに差損が生じたことによる、被告を小城利重外2名に対する損害賠償請求の訴訟を奈良地方裁判所にされ、判決結果は原告の請求をいずれも棄却するとの内容であり、小城利重外2名の勝訴でありました。

このことから、住民訴訟にかかる弁護士報酬の負担を地方自治法第242条の2第8項の規定により議会の議決を求められています。

都市計画道路郡山斑鳩王寺線の道路用地先行取得は、本町の国道25号線の現状から見て、この計画道路を国において早期に実現してほしいという気持ち、熱意を国にどのように伝え、徹底させるかの観点から、我々議会におきましても議論してきたと思います。また、そうした議論の中で、一定の時期を見て、先行取得を続けるよりは、先行取得した土地を国に買い取っていただく動きもしてまいりました。

こうした中で、これらの対応は、将来の斑鳩町のまちづくりには避けることのできない対応策であったと認識しています。

そうしたことから、私は、議案第37号 住民訴訟にかかる弁護士報酬の負担については賛成するものであります。

議員皆様方のご賛同をお願い申し上げまして、私の賛成意見とさせていただきます。どうかよろしく申し上げます。

○議長（小野隆雄君） これをもって討論を終結いたします。

本件については、賛否両論であります。よってこれより採決を行います。本件を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（小野隆雄君） 起立多数であります。よって議案第37号 住民訴訟にかかる弁護士報酬の負担については、賛成多数により可決すべきものと決しました。

続いて、議案第38号 平成13年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決すること

にご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって議案第38号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第39号 平成13年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって議案第39号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第40号 平成13年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算(第2号)についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって議案第40号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第41号 平成13年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって議案第41号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第42号 平成13年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって議案第42号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第43号 平成13年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第2号)についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決する

ことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって議案第43号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、承認第7号 町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について)をお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって承認第7号については、満場一致で承認いたしました。

続いて、認定第12号 町道認定についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって認定第12号については、満場一致で認定いたしました。

続いて、報告第11号 議会の委任による町長専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について その1)をお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり了承することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって報告第11号については、満場一致で了承いたしました。

続いて、報告第12号 議会の委任による町長専決処分の報告について(平成13年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)について)をお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり了承することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって報告第12号については、満場一致で了承いたしました。

続いて、報告第13号 議会の委任による町長専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について その2)をお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、

委員長報告どおり了承することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって報告第13号については、満場一致で了承いたされました。

続いて、報告第14号 議会の委任による町長専決処分の報告について(平成13年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号))についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり了承することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって報告第14号については、満場一致で了承いたされました。

続いて、日程5、各常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長から、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしております申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたされました。

それでは、各常任委員会には、それぞれの事件における閉会中の審査につきましてよろしくお願い申し上げます。

続いて、日程6、議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしております申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたされました。

それでは、議会運営委員会には、閉会中の審査につきましてよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして本日の議事日程はすべて終了いたしました。

閉会に先立ちまして、町長のあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長（小城利重君） 平成13年第5回町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る12月3日の開会から本日まで、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について外22議案を付議し、また本日、議会最終日に訂正請求書として議案第35号 斑鳩町訪問看護ステーション設置条例を廃止する条例の要旨の一部訂正についてを提出させていただきましたが、議員皆様方には熱心にご審議を賜り、すべて原案どおりご承認賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

本議会で議員の皆様方から賜りましたご意見やご指摘に対しましては、その内容を十分認識し、今後の行政運営に反映させてまいりたいと考えております。

また、引き続き5期目の町政を担当させていただく初めての議会となり、施政方針においても私は政策目標を「人にやさしいまちづくり」を基本理念として、歴史と文化が暮らしの中に息づく新斑鳩の里の実現に向け、初心を忘れず、誠心誠意努力する所存でありますので、議員皆様のなお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

さらに、平成14年度予算の編成に向けては、財政状況は非常に厳しいところではございますが、職員ともども創意と工夫を凝らしながら、また議員の皆様方からいただきましたご意見等を町政発展に反映させ、町政の発展に努力してまいりたいと考えておりますので、さらなるご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、平成13年も残すところあとわずかとなり、寒さも一段と厳しさを増してまいりました。議員皆様方におかれましては、くれぐれもお体にご自愛の上、よいお年をお迎えいただきますよう念じまして、閉会のあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（小野隆雄君） これをもちまして、平成13年第5回斑鳩町議会定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

（午前10時36分 閉会）